

タクシーの安全運送の確保に関する行政評価・監視

— 激戦地大阪のタクシー運転者の労働環境改善を目指して — の結果

○近畿管区行政評価局では、行政改善活動の一環として、行政全般を対象に、主として合规性・適正性の観点から、「行政評価・監視」を実施し、行政運営の改善を推進

○本調査は、当局の行政評価・監視活動の一環として、**運転者の労働時間や賃金等の労働環境が悪化していると指摘されているタクシー事業について、運転者の適切な労働環境の確保を通じて、輸送の安全確保及び利用者の利便向上を図る観点から**、平成19年10月から11月にかけて調査を行い、近畿運輸局、大阪労働局、大阪社会保険事務局に対し**改善意見を通知**。

⇒ 総務省の行政評価・監視活動で、**タクシー運転者の労働環境を中心に取り上げるのは全国で初めて**



<本件照会先> 近畿管区行政評価局 第二部(藤井、伊豆本、小松)
(電話) 06-6941-8956 (FAX) 06-6941-8999

調査の概要

背景事情

- 平成14年2月の道路運送法の改正によるタクシー事業に係る需給調整規制の廃止等の規制緩和の実施に伴い、車両数が増加（大阪府下の法人車両数：平成14年度末現在16,470台→平成18年度末現在18,683台）。一方、昭和40年代をピークに輸送人員は減少傾向。
- 需給ギャップにより、とりわけ大阪地域は、「大阪タクシー戦争」と称されるほど乗客獲得競争が激化し、タクシー運転者の無理な長時間労働や収入低下など労働環境が悪化。⇒運転者の過重労働等により利用者の輸送の安全が脅かされるおそれ

調査

調査内容

- 大阪府下を対象に、タクシー事業者における運転者の過労防止等の運行管理及び労働条件の実態、行政機関における指導監督の実施状況等を実地に調査
 - ⇒ タクシー事業者については、大阪府内に営業所を置く7事業者を実地調査
- タクシー運転者の労働時間及び賃金の実態を把握するため、大阪市内のタクシー乗場等で待機中のタクシー運転者111人を対象に聞き取り調査

改善通知

(平成20年1月7日)

通知事項

近畿運輸局

- 1 タクシー事業者への監査を一層徹底
- 2 大阪労働局との相互通報制度の有効活用
- 3 社会保険・労働保険についての通報制度の有効活用

大阪労働局

- 1 タクシー事業者への監督を一層徹底
- 2 近畿運輸局との相互通報制度の有効活用
- 3 労働保険についての通報制度の有効活用

大阪社会保険事務局

社会保険についての通報制度の有効活用



通知事項 1 タクシー事業者への監査・監督の徹底

制 度

タクシー事業者は、

- ① 運転者の過労防止等の運行管理のため、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、遵守すべき労働時間の基準(下記②の改善基準と同一基準)等が定められており、近畿運輸局はこれらの遵守状況について監査
- ② 運転者の適切な労働条件を確保するため、労働基準法及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)等に基づき、遵守すべき労働時間及び賃金等の基準が定められており、大阪労働局はこれらの遵守状況について監督

調 査 結 果

- ① 大阪府内に営業所を置く213タクシー事業者(平成18年度末現在)のうち、7事業者を実地調査した結果
 - i) 近畿運輸局の監査対象及び大阪労働局の監督対象の共通違反
 - ・ 1日又は1か月の拘束時間(労働時間と休憩時間の合計時間)が基準を超えている運転者がみられるもの(4事業者)
 - ・ 休息期間(勤務終了後、次の勤務に就くまでの期間)が基準に満たない運転者がみられるもの(3事業者)
 - ・ 定期健康診断を長期間受診していない運転者がみられるもの(1事業者)
 - ii) 大阪労働局の監督対象違反
 - ・ 賃金の算定方法として廃止すべきとされている累進歩合給制^(※)を採用しているもの(5事業者)
※水揚高に応じて歩率が非連続的に増減し、歩率の変動する水揚高の直前の運転者の長時間労働等を招くおそれがある。
- ② 事業者による自動車事故報告の提出状況について近畿運輸局を調査した結果
 - ・ 警察からの通報に基づき、酒気帯び運転により事故を起こした事業者に対し監査を実施しているものの、当該事業者から自動車事故報告を提出させていないもの(平成18年度以降3件)

改善通知

近畿運輸局に対する改善通知要旨

- タクシー事業者に対する監査を強化しているところであるが、運転者の過労防止等の運行管理を一層徹底させること。また、自動車事故報告の提出を徹底するようタクシー事業者を指導すること

大阪労働局に対する改善通知要旨

- タクシー事業者に対する監督指導を強化しているところであるが、運転者の適切な労働条件の確保を一層徹底させること

通知事項 2 相互通報制度の有効活用

制 度

- 近畿運輸局と大阪労働局は、タクシー運転者の労働条件の改善を図るため、監査又は監督の結果を相互に通報するとともに、通報事案について所要の措置を講じた場合には、その結果を回報
 - ・ 近畿運輸局から大阪労働局への通報事案（労働基準法、最低賃金法、改善基準等について重大な違反の疑いがあるもの。参考として、健康診断を適正に実施していないもの等）
 - ・ 大阪労働局から近畿運輸局への通報事案（道路運送法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあるもの）

調 査 結 果

① 近畿運輸局における相互通報制度の実施状況

- i) 大阪労働局への通報事案が、改善基準違反（運転者の拘束時間超過、休息期間不足、休日労働回数の超過）に限られており、賃金や健康診断に係る事案は未通報。また、改善基準違反の事案についても長期間通報されていないもの
- ii) 大阪労働局から、改善基準違反の事案について通報を受けながら監査を実施していないもの

② 大阪労働局における相互通報制度の実施状況

近畿運輸局から通報を受けた改善基準違反の事案について、監督の実施までに長期間を要しているものや監督を実施しているにもかかわらず、その結果の一部について回報していないもの

改善通知

近畿運輸局に対する改善通知要旨

- ① 大阪労働局に通報すべき事案（参考通報を含む。）については、これを徹底すること
- ② 大阪労働局から通報のあった事業者に対し、適時に監査を実施すること

大阪労働局に対する改善通知要旨

- 近畿運輸局から通報のあった事業者に対し、適時に監督を実施するとともに、講じた措置等について回報する必要があると認められるものは、その回報を徹底すること

通知事項 3 社会保険・労働保険についての通報制度の有効活用

制 度

- タクシー事業者の社会保険・労働保険の適正な加入を確保するため、運輸局が監査等を通じて、保険の未加入状況を把握した場合に社会保険事務局又は労働局に通報する制度が平成18年度から発足
- タクシー事業者は、社会保険・労働保険の適用事業所であり、正社員のほか嘱託勤務に就く運転者（雇用期間が定められ、正社員の運転者よりも労働時間・日数が短い者）についても、一定の要件を満たせば健康保険（※1）、厚生年金保険（※2）、雇用保険（※3）の加入が必要

※1・※2 短時間就労者であっても、1日又は1週の労働時間及び1か月の労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である者（ただし、※2は70歳未満の者。）

※3 短時間就労者であっても、1週間の労働時間が20時間以上かつ1年以上引き続き雇用されることが見込まれる者で、労働時間、賃金その他の条件が明確に定められている者（65歳に達した日以後に雇用される者を除く。）

調 査 結 果

- ① **制度発足以来、近畿運輸局から大阪社会保険事務局及び大阪労働局への通報は行われていない**
→ 関係機関による協議等未実施
- ② 大阪府内に営業所を置く213タクシー事業者（平成18年度末現在）のうち、7事業者を実地調査した結果
 - i) **健康保険の被保険者資格を有するにもかかわらず未加入**となっている嘱託勤務の運転者がみられるもの（2事業者）
 - ii) **厚生年金保険の被保険者資格を有するにもかかわらず未加入**となっている嘱託勤務の運転者がみられるもの（2事業者）
 - iii) **雇用保険の被保険者資格を有するにもかかわらず未加入**となっている嘱託勤務の運転者がみられるもの（4事業者）

改善通知

改善通知の要旨

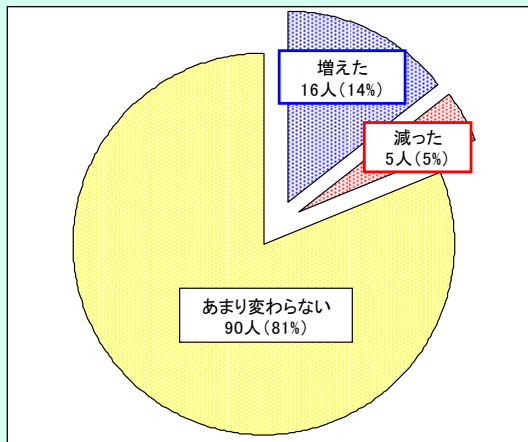
- 未加入状況の通報制度の有効活用の徹底を図り、タクシー事業者の社会保険・労働保険の適正な加入を促進すること



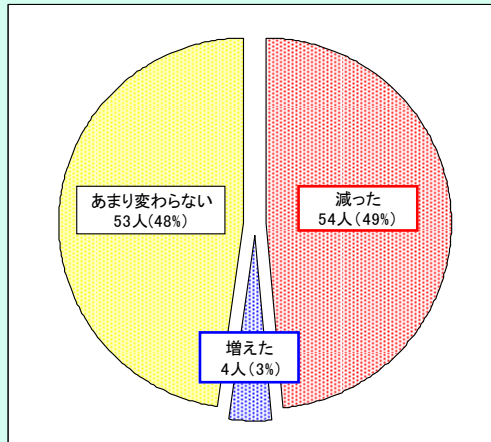
タクシー運転者への聞き取り調査結果から



最近5年間の労働時間

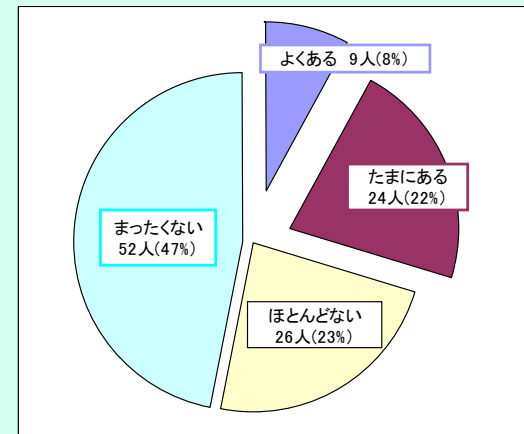


最近5年間の賃金

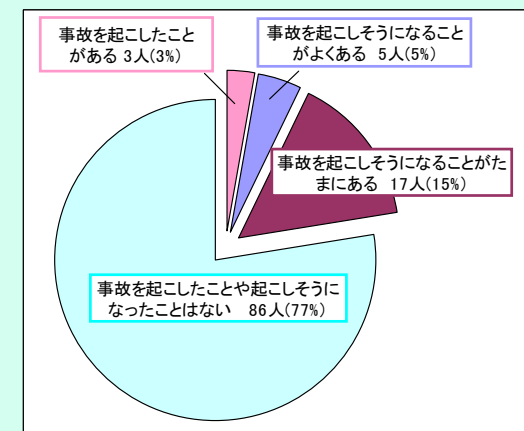


過 労 運 転

① 睡眠不足、体調不良時の運転



② 過労運転が原因による事故



- 労働時間や賃金の実態からみて、半数近くの運転者が規制緩和による競争激化の影響を受けている
- 労働時間が増えたとする者(16人)の理由としては、競争激化による収入確保のため自発的に長時間労働を実施しているもの(15人)、事業者からノルマを課されているもの(1人)
- タクシー運転者の賃金は基本的に歩合給であるため、運転者の中には少しでも売り上げを増やそうとして労働時間を増やし、それが疲労の蓄積や、さらには過労運転による交通事故につながるおそれがある